

## 知覚検査の記載法

原則として知覚、運動機能の評価とも Highet 法を改変し、下記のような5段階法で評価し両者を併記する。

### 1. 知覚機能評価

S<sub>0</sub> 固有支配域の知覚が脱失している。

S<sub>1</sub> 固有支配域に深部知覚がある。

またはそこで Semmes-Weinstein 知覚テストの#20 (赤)を知覚できる。

S<sub>2</sub> 固有支配域に表在性痛覚および触覚があるが自覚的判断で正常の50%未満である。

またはそこで Semmes-Weinstein 知覚テストの#10 (黄)を知覚できる。

または単独支配域における static-2PD が11mm～15mm の範囲にある。

S<sub>3</sub> 固有支配域における表在性痛覚および触覚が自覚的判断で正常の50%以上である。

または Semmes-Weinstein 知覚テストの#6 (青)を知覚できる。

または static-2PD が6mm～10mm の範囲にある。

S<sub>4</sub> 固有支配域における static-2PD が6mm 以内である。

または Semmes-Weinstein 知覚テストの#4 (緑)を知覚できる。

注：(1) paresthesia を伴う場合は P, causalgia を伴う場合は C, cold intolerance を伴う場合は CI, dysesthesia を伴う場合は D を付記する (たとえば S<sub>2</sub>P, S<sub>3</sub>C のように)。

(2) 日手会委員会考案の Semmes-Weinstein セットの簡易型の検査器が用意されている。